

# 平成30年7月豪雨災害義援金 における受付窓口の期間延長について

**平成30年7月の豪雨により、人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が生じたため、11府県61市38町4村に、災害救助法が適用されました。**（平成30年7月19日現在）

**そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では令和2年6月30日（火）まで義援金の募集を行っておりますので皆様のご理解とご協力をお願い致します！** ※受付期間を更に延長致しました。

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

## 【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

※受付は月～金曜日（祝日除く）  
の8：45～17：15です。

